

	質問	回答
1	検証後のデータについてすべて県と共有となっているが、県で自由に使うということか。	県が行う実証実験サポート事業の成果蓄積のために、すべてのデータを共有していただきます。例えば、事業の実績として県が公表する場合や、他の企業・団体等から情報提供の依頼があった場合は、事前に協議の上で使用させていただきますので、県の独断でデータを使用することはありません。
2	支援対象費用のうち設備備品費について、資産になるものは認められるのか。	実証実験に必要となる備品等を購入する費用を支援対象としますが、資産になる汎用性のあるものは対象となりません（例：PC）。都度、伴走支援時にご相談いただきたいと思います。
3	通常枠とスタートアップ枠の違いは。	通常枠は、創業からの経過年数の制限はありません。スタートアップ枠は、創業から5年以内の法人が申請できるという条件が付加されます。
4	創業5年以内の事業者でも通常枠への申請は可能か。	創業5年以内でも、通常枠の要件を満たせば申請が可能です。
5	スタートアップ企業枠は社内ベンチャーであっても申請は可能か。	社内ベンチャーが法人登記を行いかつ、創業5年以内であれば対象です。一事業部門である場合は主体者として申請することはできません。
6	申請要件について、昨年と比べ変わったところはあるか。	公募要件について以下2点を変更しています。 ・公募申請時点においてUXメンバーシップ制度への登録が完了していること、もしくは、UXメンバーシップ制度への登録申請を県で確認できていることを要件として追加。 ・侵襲的な介入を伴う実証、その他倫理委員会への諮問が必要だと判断される実証を行う場合は、倫理委員会の諮問を行うことを要件として追加。
7	支援対象経費のうち外注費について、人件費は対象か。	実証実験採択事業者の人件費は支援対象となりません。委託料は対象となります。